

議案第7号

守口市情報公開条例の一部を改正する条例案

守口市情報公開条例の一部を改正する条例を、次のように制定する。

令和2年2月20日提出

守口市長 西 端 勝 樹

記

守口市情報公開条例の一部を改正する条例

守口市情報公開条例（平成26年守口市条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>目次 第1章から第3章まで 略 第4章 雑則（第30条—<u>第35条</u>） 附則</p> <p>第1条から第32条まで 略</p> <p><u>（出資法人の情報の公開）</u></p> <p><u>第33条</u> 実施機関は、市が出資する法人で規則で定めるものに対し、この条例の目的に即した措置を講ずるよう要請するものとする。</p> <p><u>第34条</u> 略</p> <p><u>第35条</u> 略</p>	<p>目次 第1章から第3章まで 略 第4章 雑則（第30条—<u>第34条</u>） 附則</p> <p>第1条から第32条まで 略</p> <p><u>第33条</u> 略</p> <p><u>第34条</u> 略</p>

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。